

令和3年8月24日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

緊急事態宣言の期間延長に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在、東京都に発出されている国の緊急事態宣言の期間が**令和3年9月12日まで**延長されることになりました。

これを受けて、区内保育所等の運営については下記の通りとしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言延長後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通りの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

2 9月の保育料の扱いについて

区内保育所等は原則として開所としますが、ご家庭やお勤め先の事情により緊急事態宣言発令期間中の登園を控えられた場合等を考慮し、保育料の扱いは次の通りとし、返還時期等については、後日、改めてご連絡いたします。

- (1) **9月1日から9月12日までの登園日が0日の場合に限り、9月の保育料から25分の10を乗じた額を減額します。**
- (2) 新型コロナウイルス感染症発生に伴い園が臨時休園となった場合、**臨時休園期間の日数分を減額します。**
- (3) 上記以外の場合は通常の保育料となります。

3 その他

- (1) **発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。**保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。**日頃からお子様の健康状態について、お通りの保育施設と情報共有をお願いします。**
- (3) お子様またはご家族がPCR検査を受けた場合や、濃厚接触者と判定された場合には、**必ず保育施設にお知らせください。**
- (4) 万一、お通りの保育施設等で感染者が確認された場合、お子様の感染をご心配される方は、施設からご案内しますので、積極的にPCR検査を受検してください。
- (5) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。
- (6) **各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いします。**
- (7) 9月12日をもって緊急事態宣言期間が終了した場合、改めての通知は発出しません。緊急事態宣言が再度延長になった場合は、改めてご連絡します。

以上

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について：私立保育園課私立保育園係
電話 3880-5889

◎保育料の取扱いについて：子ども施設入園課入園第一係～第三係
電話 3880-5263